

手 数 料 表（消費税別途加算）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
■求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
■受付手数料	求人または求職の申し込みの受理に係る職種が、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンに限り、次の通りします。但し、同一の求職者にかかる求職の申し込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えて申し受けしません。 求人の受付 0 円 求職の受付 0 円
■求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（賞与を含む理論的な見込額で内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%以内 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（賞与を含む理論的な見込額で内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%以内 手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（賞与を含む理論的な見込額で内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%以内
■求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

■返戻金制度 有（以下の通り）

〔職業紹介基本契約書の一部を抜粋〕

（短期退職時の紹介手数料の返済）

第10条 求人者が採用した求職者（労働者）が6ヶ月を経過しないうちに求職者（労働者）の自己都合、又は求職者（労働者）の責めに帰すべき事由により解雇（懲戒解雇を含む。）され退職するに至ったときは、乙は求人者に対し、以下の区分に従い既に受けた紹介手数料の全部又は一部を返還するものとする。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 採用後1週間未満 | 紹介手数料の100%を返還 |
| ② 採用後1週間以上1ヶ月未満 | 紹介手数料の50%を返還 |
| ③ 採用後1ヶ月以上2ヶ月未満 | 紹介手数料の30%を返還 |
| ④ 採用後2ヶ月以上4ヶ月未満 | 紹介手数料の20%を返還 |
| ⑤ 採用後4ヶ月以上6ヶ月未満 | 紹介手数料の10%を返還 |

2 前条の定めにかかわらず求職者（労働者）の退職理由が次のいずれかに該当するときは、乙は、求人者から既に受けた紹介手数料を返還することを要しない。

- ① 求人者による労働基準法その他労働関係諸法令が主たる原因で求職者（労働者）が退職するに至ったとき。
- ② 求人者の都合によることが主たる原因で求職者（労働者）が退職するに至ったとき。
- ③ 採用後の求職者（労働者）に関する労働条件が、求人者が求職者（労働者）に対して採用時に明示した労働条件が著しく異なったことが主たる原因で求職者（労働者）が退職するに至ったとき。

3 乙は、本条第1項により求人者に対して返還すべき紹介手数料が生じたときは、求職者（労働者）の退職日の属する月の翌月末日までに返還するものとする。この場合における振込手数料は乙の負担とする。

許可番号 34-ユ-300415

事業所の名称及び所在地 広島市西区草津港1丁目48番22号

株式会社SION STAFFサービス